

平成 20 年第 1 回大台町議会定例会会議録（第 4 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 3 月 10 日（月）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

3 月 21 日（金）

4 . 応招議員

1 番	稲 葉 信 彦 君	2 番	上 岡 國 彦 君
3 番	堀 江 洋 子 君	4 番	中 谷 隆 司 君
5 番	小 野 恵 司 君	6 番	直 江 修 市 君
7 番	前 川 怜 君	8 番	中 西 康 雄 君
9 番	山 本 勝 征 君	10 番	大 西 慶 治 君
11 番	濱 井 初 男 君	12 番	前 田 正 勝 君
13 番	中 谷 治 之 君	14 番	廣 田 幸 照 君
15 番	森 本 泰 典 君	16 番	松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

1 6 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	瀬古 正博 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長	千原 貢 君
企画課長	谷口 俊彦 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
財政調整課長	高西 立八 君	住民課長	尾上 薫 君
福祉課長	角谷 達郎 君	税務課長	鈴木 好喜 君
産業課長	寺添 幸男 君	生活環境課長	野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 東 久生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君

同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

9 番 山 本 勝 征 君 10 番 大 西 慶 治 君

11. 町長提出の議案の題目（追加議案）

同意第 2 号 大台町副町長の選任について

12. 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 4 大台町議会議員の定数調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 5 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 6 議案第 26 号 大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例の制定について

日程第 7 議案第 27 号 大台町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 28 号 平成 19 年度大台町一般会計補正予算（第 13 号）

日程第 9 議案第 29 号 平成 19 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 30 号 平成 19 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 11 議案第 31 号 平成 19 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 32 号 平成 19 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 13 議案第 33 号 平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 34 号 平成 19 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 議案第 35 号 平成 19 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

（ 4 号の追加 1 ）

日程第 1 同意第 2 号 大台町副町長の選任について

（午前 9 時 00 分）

---

## 再開の宣言

---

議長（中西 康雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成 20 年第 1 回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

---

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです

---

## 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

議長（中西 康雄君）

日程第 1 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました、本会議の会期日程等

議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

-----

議長(中西 康雄君)

日程第2 「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました、所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

-----

議長（中西 康雄君）

日程第3 「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました、所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

大台町議会議員定数調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

---

議長（中西 康雄君）

日程第4 「大台町議会議員の定数調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

大台町議会議員の定数調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました、所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

---

議長（中西 康雄君）

日程第5「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました、所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議案第26号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第6 議案第26号「大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 26 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

-----  
議案第 27 号の質疑～採決

-----  
議長（中西 康雄君）

日程第 7 議案第 27 号「大台町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

-----  
議案第 28 号の質疑～採決

-----  
議長(中西 康雄君)

日程第 8 議案第 28 号「平成 19 年度大台町一般会計補正予算(第 13 号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

廣田君。

-----  
14 番(廣田 幸照君)

本補正予算について質問をいたします。

歳入の部でございますが、21 ページ、15 款財産収入、1 財産貸付収入ということで、土地建物貸付収入のところ、町有土地建物貸付料というところに、2 万 3,000 円が上がっております。聞くとところによりますと、私が一般質問をいたしましたところの大台町字小切畑 1400 何番地かの部分の占用料であるようです。これについて説明をいただきたいというところと。

さらにですね 23 ページであります。やはり財産収入の 2 普通財産（法定外売払収入）として 65 万 5,000 円が計上されております。これにやはりさきほど指摘しました小切畑字森下の部分が入っているようでございますが、それについて説明をいただきたいと思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

廣田議員のご質問にお答えします。

21 ページの町有土地建物貸付料につきましては 2 万 3,000 円、これはご指摘のように小切畑の字森下 1045 の 6 と、1048 の 2 の占有料 2 万 3,460 円でございます。

それから、23 ページのほうも私ちょっと一部説明させていただきますが、ここの中の普通財産、法定外売払収入の 65 万 5,000 円のうち、小切畑分といたしまして 23 万 9,075 円が含まれております。以上です。

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

すみません。23 ページの普通財産、法定外の売払収入 65 万 5,000 円でございますけども、これにつきましては今、話題になっております小切畑のものは含まれず、一般の法定外の売払収入でございます。合計で 10 件でございます。ここには小切畑は入ってございません。以上です。

-----  
議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

すみません。勘違いしていました。訂正お願い したいと思います。65万5,000円は財政調整課長の言うとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

廣田君。

-----

14番（廣田 幸照君）

今、聞いておりましたときには、23ページの普通財産売払収入のうちに、さきほどの指摘した部分が入っておるといってございまして、同意書がですね、とれてない、とれていたかのかどうかということをお聞きしたかったわけですが、これが入ってないということですので、またその次のときにですね、これ提出したときにお聞きしたいと思うんですが。

一般質問で町長もお聞かせいただいた、お話いただいたように、かなりの不備がございまして、これについてはきちっとしたうえで、やはり法令を遵守する形でやっていただかないとですね、一般の方の承認が得られないと思います。そこでですね21の占有料でございまして、この3本あります条例・規則、そして訓令の中にですね、占有料の規定もあるわけです。経緯をいろいろお聞きいたしました、これにつきましては占有料というよりも、むしろ例えば始末書を出した後にまだ所有権を主張なさるとか、あるいは工事の差し止めの命令ですか、勧告ですか、どちらかわからんですけども

しましたけども、無視されたままで工事が進められ、営業が開始されというふうなこと等々も含めると、むしろその3本の町に用意した法令に基づいて、罰則規定を適用するのが順当ではないかと思えます。金額としてはですね、変わらなくともそれはいいと思うんですけども、こういう占有料というのもの、占有した者から、ここを占有しますからどうぞ使わせてくださいという申請があって、初めて動けるわけですし、あんたここは占有になったからということで、占有料をもらいますよというふうな話にはならないと思えます。

占有しているという通告もなされたことは、足跡としてはないわけですね。こういうこと占有料よりもむしろ罰則規定を適用するほうが順当ではないかと思えますが、いかがでございましょうか。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

廣田議員のご質問にお答えします。

この件につきましては罰則規定の適用ということ、条例第16条の第1項第1号の規定に該当するというので、5万円以下の過料ということになると思えます。私どもの判断といたしまして、この件につきまして結局そこまでするか、しないかというふうな判断でございしますが、当然、過料というのはこの関係になりますと、もう刑事罰ということになりますので、町といたしましては警察へ告発するという形になります。そういうふうなことに対してですね、今回そこまでかどうかという、当然判断がなされました。

事実、廣田議員がご質問いただいたような形で、始末書とかいろんな町のほうの指導の中でですね、それを逸脱した形もございましたが、もともと本人はこの土地をいろんな経緯から自分のものと思ったというふうなことで、その部分の悪意というのはなかったと思えます。

そういうようなこともございまして、町といたしましては、今回の件につきましては、罰則規定は適用しないということになりましたことを、ご報告させていただきます。

-----  
議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----  
総務課長（千原 貢君）

さきほど不動産の売払収入の中に、小切畑の分が入っておるのではないかとございまして、それにつきましては、前ページ 22 ページの不動産売払収入 406 万 1,000 円の中に含まれておりますので、私のほうから報告させていただきます。

さきほどご指摘のありました物件の収入につきましては、22 ページの不動産売払収入の中に含まれております。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田君。

-----  
14 番（廣田 幸照君）

21 ページの占有料の部分で 3 遍目の質問をいたしますが、産業課長の説明によると罰則規定はあっても告発をしないと、その罰則は適用できないということで、また総務課長も今まで罰則規定は適用したことはないというふうなことでございまして、それはそれでこの小さな自治体の中で、告発というふうなことは馴染まないという判断がおありになったと思うんですけども、また本人は産業課長の言うように悪意はなかったというふうなことでございますけども、それはそれとして、それはそれで了解するとしてですね、そこまで至るところの町職員の対応が非常に不満足であり、また住民の方の了解を得られるようなものではなかったと思うんです。

むしろ私は、不法占拠に至った建築主の罰則規定よりもですね、町職員なりそれを指導する者の罰則規定のほうが必要じゃないかと、こういうふうに思っているんですが、これについてご説明いただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

町長。

-----

町長（尾上 武義君）

昨年ですね12月25日に、その立ち会いしてくれというようなことでの通報をいただく中で確認をし、対応させていただきました。2月中にほぼそういった事務が完了してきたというようなことでもございます。そういうことでいきますと、割合スムーズに処理してきたんではないかというふうに思っております。ただ、相手がやりたいしゃがあることでございますんで、そこら辺のいろんな理解度と言いますか、そういったようなことにもやや不足していたようなもんもあるんじゃないかなというふうに思います。

そういうようなところで第三者から見ればですね、一体役場何しておるんやというようなこともあったかもわかりませんが、役場としてはそれなりの対応をさせていただいてですね、ここまでやってきたと、こういうふうに思っているところでございます。

したがいまして、その職員への罰則規定とか、そういったようなことについては何ら罰則を科するとか、そういうようなことにはならないだろうというふうに思います。またもともとですね、県道の大台宮川線ということで、県が登記をして、そしてまたその残った残地について町のほうで普通財産の所管替をするとか、そういったようなその部分での手続きは怠っていた部分はあるかもわかりませんが、その程度じゃないかなというふうに思っているところであります。

このことにつきましても、せんだっての一般質問で陳謝もし、させていただいたようなところでございます。そういうことでより迅速にということもよくわかるんですが、まずまずやってきたんじゃないかなということ思っているところでございますんで、その辺ご理解いただきたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

山本君。  
-----

9番（山本 勝征君）

51ページ、衛生費の健康教育委託料5万1,000円の減額になっていますが、これは当初予算5万1,000円で減額そのままということなんですけども、健康教育をできなかったんか、しなかったんか、その理由ですね。健康教育がなぜそういうような形になったんかということを知りたいと思います。

55ページ、農林水産費のこれ財政調整課長から説明あったような、ちょっと聞き漏らしてメモしておらるので、林道真谷線というのですか、これも同じく当初予算545万円が、そのまま減額というのはなぜこれこういうような形になったんか、お聞きしたいと思います。

それから、同じく56ページの緑資源機構、施業委託料、減額4,049万8,000円、これ6,000万円の予算が当初予算額があって、消化分が1,951万6,000円なんですけども、なぜその3分の2以上減額をするんか、予定どおり施業ができたんかどうかということなんです。

それから57ページ、同じく農林水産費の8番の循環型生産林整備事業ですね、これも減額が1,240万2,000円ですが、当初予算は2,276万8,000円、ごめんなさい7,700万円やったかな、その中で消化分はとにかく1,036万6,000円やと思うんです。なぜこんなに補助金が残っておるんかですね。

ちょっと間違いました。訂正します。その上の森林環境創造事業も4,200万円の減額なんですけども、これはですね、なぜこんなに減額せんならんのか、事業体の関係なんか、事業は十分できておるんかどうか、その辺のところでですね聞きたいと思います。

それから、59ページ第6款商工費の13の委託料散策道整備委託料、当初予算は198万円ですか当初予算は198万円組まれていると思います。105万5,000円が減額なんですけども、そうすると消化分は47万5,000円なんですけども、私の計算でですよ。間違っておるかもわからんけども、これだけで散策道の整備ができたんかどうかですね、なぜこんなに減額せんならんのかということですね。それを聞きたいと思います。

それから、61ページのもみじ等の移植委託事業が、これも当初予算が30万円で、そのまま減額30

万円何ですけども理由は何なのかですね、聞きたいと思います。

それから、64 ページの 22 地方道路交付金事業、岩井橋耐震補強工事、これも減額 1,646 万円があるんですけども、これは当初予算や補正予算、補正で組まれたみたいですけども、調べたんやけどもちょっと調べられなかったんで、どんだけの予算を組まれて、こんだけ減額するんかですね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう 1 つ、68 ページ、小学校費の学習支援員臨時賃金、これは当初予算が 404 万 5,000 円組まれておるんですけども、190 万円からの臨時賃金の減額なんですけども、当初何名この学習支援臨時職員を予定しておったのか。そしてこれだけ減額するというのは、計画どおりに学校教育の支援をしたんかどうか、できたんかどうか、そういうようなことについてお聞きしたいと思います。以上です。

-----  
議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----  
福祉課長（角谷 達郎君）

51 ページの健康づくり推進費の中の健康教育委託料 5 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては 20 年度から始まります特定健診を頭におきまして、モデル的に保健指導を実施するというところで考えておりましたんすが、いわゆるメタボリックシンドロームの対象者ということで 18 年度の健診の対象者の中から抽出する予定でおりましたんすが、対象者を選定しましたところ、人数がごく少なかったということで、もう事業を実施しなかったということで全額減額させていただきました。

-----  
議長（中西 康雄君）

建設課長。

-----

建設課長（磯田 諄二君）

55 ページの林道真谷線舗装工事、これは 545 万円減額となっております。このことにつきましては、昨年の 7 月とか 9 月に大雨、台風等の大雨がありまして、林道がかなり荒れましてですね、とてもやないけどももうこのような金額ではできないということで、一旦もう中止をいたしました。もうできたら 20 年度で県単の補助をいただけたら、そういうところで含めて補正か何かで対応していきたいなと、そんなふうに考えております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

農業水産業費及び商工費のご説明をさせていただきます。

まず、公団造林管理費のほうでございます。その委託料でございますが、実際に 1,950 万 2,000 円の約事業費でさせていただきます。中身といたしましては 70.23ha の保育間伐事業で約 1,585 万 8,000 円、それと作業道を付けておりまして、それが 712m で 364 万 3,000 円の支出となっております。減額理由につきましてはまとめてご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、次の森林環境創造事業の委託料でございますが、まず 56 ページの森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業のほうでございますが、全部でこれは増額になっておりますが、当初 3,950 万円を 4,800 万円に上げさせていただいております。これは聞かれてなかったですか、すみません。

次ですな。57 ページの 21 の森林環境創造事業委託料でございます。すみませんでした。当初事業費 7,700 万円をみておりまして、実際は 3,500 万円の支出でございます。これは間伐事業に 64ha で、あと翌年の事業を獲得するための測量関係の経費が 454ha やっております、その総額が 3,500 万円となっております。

それから循環型生産林整備事業、次のところでございますが 1,290 万 2,000 円の減額でございます。

循環型生産林整備事業補助金 1,240 万 2,000 円につきましては、当初 2,276 万 8,000 円見込んでおりましたところ、1,036 万 6,000 円の支出となっております。これは他の事業がたくさん増えたということもございますが、人家裏と高齢級間伐につきましては 1 林業事業体が 700ha ほどやったものと、森林組合さんが同じく人家裏と造林事業ですな。それを 108ha ほどやりました分になりまして、その支出が 1,036 万 6,000 円となっております。

作業道の新設につきましては、予定しておりましたが他の事業等の絡みで翌年に 20 年度に遅らせていただいております。

このような形で、当初特に公団造林のように多額の減額となった理由につきましては、一般質問等でもご説明させていただきましたように、森林組合等の認定林業事業体の作業員の数が減ったということと、他のいろんな事業が増えてきてですね、いわゆる国の施策の中で当初予定の事業を消化できなかった。特に公団造林につきましては、今回の 19 年度におきましてはかなり無理して配らせてもらった部分がございます。それは私どもも大変困惑部分がございますが、予定量という形で確保してくれというふうな国のほうの指導もございましてさせていただきました。決局 3 分の 1 程度しかできなかったという理由でございます。

続きまして、観光費のほうの散策道でございますが、これにつきましては、県のほうの補助金が当初 205 万円ほど補助金とし予定しておりましたが、それが調整により 140 万円に減ったと、75 万円の減額を受けました。これは 2 分の 1 なんです、それがここで調整させていただいた形になります。あとは看板等の整備等がございますので、その部分についてはささせていただきますが、ここは栃原地区のいわゆる浅間山さん付近の栃原駅からの歩道をですね、看板整備しながら地元の方々に道刈りなり、浅間山さんに登る山道をつくっていただくということで、1,581m を予定しております。その経費が 47 万 5,000 円となっております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

建設課長。

-----

建設課長（磯田 諄二君）

61 ページのもみじ等の移植の委託料の減額 30 万円ということですが、これにつきましてはですね、すやま橋付近のもみじが 1 件あったんですけども、これ既にちょっと切っていたような格好ということと、ほかは調査したんですけども、特段移植する必要がないという判断に至りまして、もうこれ全額マイナスで補正をさせていただきました。

それから、64 ページの岩井橋の 1,646 万円の減額の補正を行っておりますけども、これにつきましては繰越明許費のほうで説明はさせていただきましたが、長ヶ大橋や久保井戸橋が安価に実施できましたので、この差金をですね岩井橋とか滝水橋、ほかの耐震設計委託に計上し、交付金事業として追加割り当てさせていただきました。さらにこの岩井橋とか滝水橋の委託料が安価となりましたもので、差金分を県と協議を行った結果、20 年度予算の江原橋を前倒しをして、こちらのほうへ向いて充当させていただきました。ですので 1,646 万円というのは一旦これへ向いて受け入れて、そしてマイナス補正をして江原橋のほうへ向いて充当したということでございます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

68 ページの小学校費の学習支援員の 190 万円の減額なんですけども、当初学習支援員は小学校費 4 名予定しておりました。ところがなかなか募集をかけても教職免許の方で持っている方がいないということで 3 名臨時をしまして、1 名につきましては、この予算書でも載っていますように介助員で対応しました。

それで、学習支援員 1 名分 110 万円なんですけども、これを減額しまして、あとの残りの 80 万円につきましては募集しましたが、申し込みのあれが 1 ヶ月ぐらい遅れたと、5 月末ぐらいというような関係で、実績による減でございます。以上でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありますか。

稲葉君。

1 番（稲葉 信彦君）

1 番 稲葉です。細かいことについてはお聞きしませんけども、8 ページ、9 ページの歳入歳出補正予算事項別明細ということで、去年の3月ですか、町長は全体の予算59億6,300万円、語呂合わせでいけばご苦労さん、そういう予算を組んでいただいた。本当にご苦労さんでしたなという感じで、この昨年12月までに8億5,700万円ほど補正をいたしながら、今回3月で11億2,211万9,000円も減額せないかと、このずっと内容をほとんど、減額ということでございます。

したがって、当初積み上げてきた積算した予算の基ですね、これ果して計画どおり査定どおりできていかんかと、中には組み替え補正なり、投資経費で入札差金というのでも出てまいりますけれども、現実としては町長の思う目的どおりのこの予算執行ができたのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

細かい部分でもですね、いろんな事情が生じてくるというふうなことがございまして、途中でできるというふうなことも中にはあるんだろうと思います。さきほどの健康教育とか、いろんな事情が生じてくるというようなことでもございます。

とりわけ国ですね、補助金の流れと言いますか、そういったような部分でも途中で増加をしていくというふうなことも出てきますし、また減額せざるを得ないというふうなところも出てきます。さ

まざまですね、その都度対応しながら計画を総合計画等の達成に向けてですね、徐々に取り組みが始まってきているという評価はさせていただいております。

ほとんど減額というようなことで、積み上げた内容的なもんはどうなんだというようなところがあるわけなんです、そこら辺ややですね、当初の積み上げに厳しさがちょっと足らんだかなというようなところもかいま見得るんですが、まあまあやらしていただいたんではないんかなというふうに思っているところでございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

稲葉君。

-----

1 番（稲葉 信彦君）

予算執行については大変だと思いますけども、当初の段階ではそれぞれ地域なり区長なり、また議会で真剣に審議をして認めた予算でございますので、どうかその計画どおり地域の住民の思いを通していただけるような、そういう予算執行をですね、計画どおりやっていただきたいと、このように思ひますので、よろしくお願ひします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江さん。

-----

3 番（堀江 洋子君）

まず、1 点目に歳入におきまして、町税ということで滞納整理についてお伺いをするものです。滞

納整理においてはこれまでの議会で大変職員の方も努力をされてということが、よく伝わってくるんですが、税の滞納処分債権回収の手立てについてお伺いをするものですが、松阪市の場合ですね、父親が国保税を滞納していたということで、職員の方がその息子さんの職場のほうへ出向かれて、父親がその国保税を滞納しているんで、親孝行のつもりでボーナスで払ってくれというようなことを職員が言われて、それで当然のごとく息子さんは知らなかったわけで、そこで親子喧嘩になりますよね。

その問題で市議会で追及を議員がしたわけですけども、結局、地方公務員法と、それから地方税法に抵触するんじゃないかということで、結局、その職員の方と上司である部長が処分をされたという、このような経緯があるわけですが、当然ですね、その滞納整理については職員の方は町においても努力をされると思います、あまりにその行き過ぎないようにというふうに私は思いますので、その点の見解をまず1点目にお伺いをいたします。

それから18ページです。18ページの県民税徴収取扱交付金ということで900万円計上されて補正でされているわけですが、このことにつきましては、19年度の当初の予算にも計上をされておりました、19年度の施政方針の中ではその詳しく書かれてはおりませんでした。それから20年度の施政方針では県民税徴収取扱交付金という項目だけですね、これまで説明もなかったように思います。

平成19年の当初予算では1,267万円ということで、今回の補正で900万円、合計2,167万円です。平成20年度の予算は2,928万7,000円ということなんですが、この県民税徴収取扱交付金ということで、町においてはどのような仕事をなされるのかお伺いをするものですし、それから算出基準についてもお伺いをいたしたいと思います。

26ページから27ページにかけてですが、以前どなたか議員が質問されたと思うんですが、どなたか私もちょっと覚えがないんですが、この町債においてそれぞれその単位が普通こういう予算は千円単位なんですけども、千円、千円、千円という感じでこのようにザッとページがですね、26ページから27ページにかけまして、町債においてこのように計上があるんです。以前どなたかが指摘されたと思うんですが、これについても大西議員がそうですが、ということですが、以前は大西議員が指摘されたようですが、今回もこのような計上をされておりました。この点についても説明を求めます。

30ページです。30ページの法規追録代220万円の予算計上がされております。この法規追録代ということでお伺いをいたしますが、昨日一昨日の議案質疑でも、紀勢地区の市町村圏協議会の規約の中で、事務所の位置が大紀町というふうになっていて、大紀町の役場内に事務所があるという、そのままの例規集になっていて、加除が上手くされていなかったということで、ちょっともう一度お伺いをするものなんですが、これは次の加除までにそれはそれぞれの所管である課でその保存をしておいて、次、加除をするときに整理をして、加除をもう一度やり直す、整理をするのにその分貯めておいて出

す、提出をするのかとか、今回のミスというのはどこが原因で、町がミスをしていたのか、それとも追録をお願いする先がその整理を怠ったのか、追録についてのちょっと疑問が残っておりますので、その点を再度お伺いをいたしたい思います。

44ページです。44ページの臨時調理員兼保育士助手期末割増賃金ということで減額補正なんです、これまで19年度もこの臨時調理員兼保育士助手ということで、計上もされてきたんですが、その保育園にかかわる臨時の方の身分と言いますか、それぞれの仕事というのは延長保育士、それから臨時的保育士、それから臨時的調理員ということで、それぞれみえるわけなんです、臨時調理員兼保育士助手ということになると、これは兼ねるとそのまま、兼ねて仕事をされるんだらうとは思いますが、募集をするときにですね、どのような募集要綱になっていたのか、臨時調理員さんもお願ひして、その保育士の助手もお願ひしますよというような募集の仕方をして、それで採用をされたのかをお伺いをいたします。

49ページです。49ページの健康づくり推進協議会委員費用弁償が、8万円減額をされております。これは当初平成19年の当初で12万1,000円計上をされておまして、4万1,000円支出がされております。いると思うんです。今回この補正で8万円減額をされておりますが、この健康づくりに必要なためのその協議は、その会議というのは開催をされたのか、お伺いをいたします。

また、開催されたその協議内容はあると思うんですが、どのように実践をされたのかもお伺いをいたしたいと思います。

それから68ページのさきほど山本議員も質問をされておまして、私も議案質疑、平成20年の予算の連合審査でお伺いをしたことなんです、介助員の臨時賃金と、それから学習支援の臨時賃金についてお伺いをしますけども、さきほどその学習支援員は4名予定でしていたけども、結局3名でそのうちの1名を介助員で対応されて、ということは2名の方が学習支援員の2名、4名予定していて1名介助員で対応して、3名が学習支援員をされたということなんです。

それでですね、この学習支援員というのは1限目から6限目までその児童により添って指導をされていると思うんですが、個別目標なり指数というか、こういうことができた。ああいうことができたということで、何か点数を付けるような指数で評価をしないといけないようなことも伺っているんですが、そういった内容で、そういったことをしないといけないというふうになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

税務課長。

税務課長（鈴木 好喜君）

堀江議員のご質問にお答えをさせていただきます。

滞納処分なんですけども、松阪の事例をあげてご説明をしていただきましたけども、大台町につきましては納付書等につきましても、同一世帯であっても親子、兄弟、夫婦関係でありましても、すべて個別発送をさせていただいております。そういう観点からしても滞納整理につきましても親の滞納は親、子の滞納は子という形で、それを同一親族であるからといって親の滞納額を子に請求するということは、今のところしたことはない状態しております。

中にはお母様から、子の滞納額についてお支払いしたいんで、いくらあるやろというふうな問い合わせがあったんですけども、そういった点についても子ども様がお母様に付託をされて、私どものほうへ聞かれたのであれば、お答えすることもできるんですけども、子どもさん、要するに息子様知らない状態でお母様がその問い合わせについていくら滞納額があって、それについての返済がどのような話になっておるといことは、一切お答えをしておりません。

それは子どもさんが親に知らないところで判断をされておる可能性もありますもんですから、そういったことについてはなお一層に慎重に取り扱いをさせていただいているところでございます。

それから、県民税の徴収取扱交付金につきましては、19年度当初について徴収方法が変更になっておりました。ただ、予算の算定したときには旧取り扱いの方法で当初予算を算定しましたものですから、それを今回改めさせていただくというふうなことでございます。以前の取り扱いにつきましては、徴収額の7%を県民税のほうに提出取扱手数料として求めておったものが、納税義務者1人当たり4,000円県民税のほうから取扱手数料としていただくというふうなことになりました。その差額でございます。

税源移譲の関係で、県民税の関係が今まで3分の1が県民税として町税が徴収したのから、県民税へお渡ししている分があるんですけども、今回四分六になりましたもんですから、4割が県民税のほうへ行くというふうな形で、その徴収率も上がったということで、県民税の取り扱い方法が変わって、納税義務者×4,000円という徴収方法になりましたもんですから、その分だけ増額になったというふうなことで、今回その3月補正で増額をさせていただくというふうなことでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

26 ページから 27 ページにかけての町債の千円の件でございますけども、以前、ご指摘されていたことでございますけども、ちょっと私そのときの答弁の内容をちょっと忘れましたが、これにつきましては説明の中の、例えば一番上の過疎対策事業債でしたら、これの事業債のその中のまたもう一つ説明ということで、内訳をさせていただいて、それについては一応千円という印字をさせていただいていると、このように認識しておりますが、これにつきましては、20 年度予算もそのようにさせていただいております。ちょっとそのときの答弁ですね、ちょっと忘れましたんやけども、またそれによっては、また今後検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長（千原 貢君）

30 ページの法規追録代につきまして、ご質問がありました。今回の補正につきましては原因といたしましては、印刷するページ数が 696 ページという当初計画しておりましたページ数を大きく上回ったために、220 万円の追加になったということが大きな理由になっております。

現在は 100 例規集、その保管をしておるんですけども、各課に置かなくても 1 階 1 つ、2 階 1 つ、3 階は別としまして置いたらええやねえかということと、それから C D ロムで、ほとんどの職員はも

う使っておりますので、それで十分対応ができるし、議員さんにおかれましてもそういうふうな形での利用になれば、印刷費は多少押さえられると、ただ追録にくる場合は、会社のほうから何人か追録の手作業が来ますので、それはあまり変わらないというふうなことでございますので、になっておりまして、加除につきましては20年度につきましては年2回ほどして、この3月議会で条例改正されたものを4月ぐらいになるべく早くして、もう一回年度途中で改正されたものをそれまでの分を、6月と9月の分9月以降の早い時期にやって、なるべくリアルタイムのような状態に近いことにせなあかんのかなと、相談はさせていただいております。

それから、今回の記述のミスにつきましては、これはもう最終的には町の総務課のほうでチェックをできなかったというふうなことになろうかと思えます。校正をして原稿を出しますけども、最終してでき上がってきた時点で、もうそれを確認して間違っておれば、やっぱり総務課といたしましては、印刷が間違いがあるで直しなさいという指示をして、正しいものに揃えるというのは、やっぱり総務課の責任だと思えますので、最終的に私は総務課の責任であるというふうに思っておりますので、今後はそういうふうなことはないように、担当1人ではなしに、複数の目でなるべく確かめる確認しながらそういうような間違いのないようにさせていただきたいと思えますので、ご理解賜りたいと思えます。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（角谷 達郎君）

44ページの臨時調理員兼保育士助手の募集の関係のことでございます。この職員につきましては宮川保育園のほうで雇用しておる職員でございます、旧の宮川の時には用務員という形で募集をかけてしておりました。用務員ですが、午前中は調理のほうに入っております、午後保育士の助手をしたり、あるいは清掃業務をしたりというようなことが、宮川保育園の場合は施設も大きいということと、それから0歳児で乳幼児食ですね、そういったものも手がかかるということ、それからおやつも手づくりのおやつが結構たくさんつくっております、そういったことで午後のおやつの調

理にも入るといふようなことですね、やっております、ここにこういうふうな名称になっておりますが、募集のときにはこういう形ではなく、用務員という形で採用をしております。

それから、49ページの健康づくり協議会でございますが、ちょっと当初予算の積算の資料持っておりませんので、現在ここに上げさせていただきました部分につきましては、当初に予定をいたしました健康づくりの全体会議、ほとんどが町内のお医者さん方にお集まりいただいておりますが、それが2回実施できなかったということと、母子保健部会というような部会も1回実施できなかったということでございます。

あと歯科検診部会というような部会もつくっておりますが、会議はしておりますが、ちょっと全体にどれだけの会議を予定しておったかというのが、ちょっと資料が手元にございませんで、少し時間いただい調べさせていただきます。3月中にですね歯科検診部会をもう一度実施するように予定をいたしております、その分の予算は残させていただいたということでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

68ページの学習支援員の指数評価をしなければならないとかということなんですけども、障害者の持つ児童生徒一人ひとりの教育、また指導を通じて必要な支援のみを行うということなんで、指数評価をしなければならないというようなことは、定められておりません。

-----

議長（中西 康雄君）

ここでしばらく休憩します。

再開は10時10分といたします。

（午前 9時 58分）

-----  
議長（中西 康雄君）

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

（午前 10時 10分）

議長（中西 康雄君）

質疑を再開する前に、さきほどの堀江さんに対しての答弁漏れがございましたので、福祉課長より答弁をいたします。

福祉課長。

-----  
福祉課長（角谷 達郎君）

大変失礼をいたしました。49ページの健康づくり推進協議会の関係でございます。当初この会議につきましては、委員20名以内ということで要綱があるわけなんです、全体会議を2回、それから歯科検診部会が2回、それから母子保健部会が1回ということで予定をいたしましたんですが、全体会議の2回については会議を開催いたしておりません、検診部会と歯科部会につきましては、それぞれ2回ずつの開催がいたしております。そういうことで19年度につきましては、大きな保健健康づくり事業について、変わることがなかったということで、全体の会議をしなかったということでございまして、20年度につきましても同様な予算を置かしていただいておりますが、ご承知のように健康増進法等の絡みもありますので、次年度につきましては予定どおり開催していきたいと思っております。以上でございます。

-----  
議長（中西 康雄君）

堀江さん。

-----

3番（堀江 洋子君）

学習支援員について再度質問をいたします。

私は把握している中では、特別支援教育ということが去年から、平成19年から始まって、その中でその仕事自体は大変であるのに、身分は臨時だということと、それからその数値評価できちんと定めて、チェックをしていかないといけないということで、全国的にその実施をされたことで、その現場では数値評価について問題になっているということが書いてあったんで、大台町はそんなことはないというんで、全然違う事業をしているということなんですか。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

学習支援員さんは臨時ということなんで、その指数評価をせえとか、そういうことはちょっと聞いてないんですけども。必要な支援をのみ行うということなんで、こういう支援教育の本もあるんですけども、ちょっとそこまで聞いておりません。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江君。

-----

6番（直江 修市君）

17 ページ、県支出金で三重県バス運行対策費補助金が 46 万 2,000 円減額をしております。これは町営バスの運行に対する補助なんですけども、平成 18 年の決算では 858 万 9,000 円、今回の減額で 769 万 7,000 円の実質的な補助です。平成 20 年の当初予算も同額 769 万 7,000 円の計上がなされております。毎年毎年この補助金が減額をされてきておるんですけども、その積算する際に減額となる最大の要因ですね。それについてまず伺います。

それから 21 ページ、この農林水産業費の県補助金、林業費の補助金の減額につきましては、さきほど質問もございましたが、これは出のほうの 56 ページから 57 ページにかけて緑資源の減、そして森林環境の減、循環型生産林の減ということでございます。減額理由についての説明ございました。そこで私角度かえてちょっと聞きたいんですけども、この町の会計年度は毎年 4 月の 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるということになっております。そういう関係で 3 月 31 日までに受けた事業が完了しないとですね、いけないということで、もう作業ができんという観点から、補助金の返還というような会計処理せんならんというのはわかるんですけども、この山の仕事につきましては、一番この 4 月、5 月、6 月にかけては作業能率が進む時期なんですね。その時期に実質的にこういう森林施業ができないというところに、私ちょっと問題があるように思うんです。

さきほどの説明の中で、例えばこれは出のほうですけども、森林環境で翌年度の施業のために測量等はこの 19 年度の予算でされるということなんですけども、交付金補助金の確定が相当ズレ込んで、実質事業発注はですねかなり遅れてくると思うんです。それを 4 月ぐらいから発注できるような形をとらないと、せっかくの事業量が消化できないということ、毎年私は繰り返していくことになるんじゃないかと思うんです。そのことをもっと県や国のほうに問うてですね、繰越明許今度もされていきますけども、そういう予算運用を考えてみるべきではないかというふうに思うんですけども、その点ちょっと伺います。

それから 21 ページ、22 ページ、観光船貸付収入が 18 万円の減額で実質 15 万円ということです。この平成 20 年の当初予算におけます貸付収入の見込みも、この補正の実績を踏まえて 15 万円の計上であります。平成 18 年の決算は 66 万円の収入でした。毎年これも減ってきておる状況にあります。つまりは観光船の事業自体がこう減ってきておるといふことの証やないかと思うんですけども、利用客が毎年毎年どんどん減少してきておるといふことですか、どうですか、その点を伺いたいというふうに思います。

それから 22 ページに、間伐木の売払収入 409 万円の計上でございます。これはこれだけ増えたわけです。既決予算はありませんでしたから 1,000 円の頭出しぐらいで、これは町有林の施業において売上があったということでもあります。収入にあたる売却した木材の立米数ですね。樹齢と立米数と平均

の立米単価について、面積と樹齢と立米数と立米単価について伺います。

次の不動産売払収入です。これは警察官舎の払い下げを受けて、今般処分をしたということで、大紀町と分けたということです。その分け方は大台町が5分の2で大紀町は5分の3ということからの計上であります。そこで伺うんですけども、これはもう全員協議会で説明もあった件なんですけども、まず、この売払収入にあたる物件につきましては、紀勢地区の協議会ですね、紀勢地区広域市町村圏協議会の17年度の決算の中で、公有財産ということで、大台町佐原小林131の1ほか4筆ということが、さきほど申しましたように決算に上がってきております。

それを今般処分して、分配するということなんですけども、この公有財産として管理しておるはずの小林131の1につきましては、もうすでに個人の財産になっておるんですね。ほか4筆が今度売却した物件だというふうに思うんですけども、この公有財産であったのがなぜ個人に、個人に登記が付けられたのかですね、その点聞くんなんですけども、ちょっとよろしですかいな、まずその点ですね。

それから、この紀勢地区広域市町村圏協議会が警察共済組合から払い下げを、これ譲与ですね。譲与された土地の管理をなぜここができるんかということですね。協議会がなぜできるんかという問題あると思うんです。そもそも譲与された土地は大台町・宮川村・大宮町・紀勢町・大内山村各5分の1ということで登記されておるんです。これは各町村の財産ですわね。ですから、本来各町村の公有財産台帳に登載されていなければならんと思うんです。それが登載されましたか、そういうこと。

それで、協議会は広域市町村圏計画の策定に関する事務と実施の連絡調整に関する事務ということでありますので、その5ヶ町村の財産を管理するというのはですね、協議会の規約にございませぬし、そういうことをそもそもしておるのがおかしいということなんです。それを長年ですね、やってきておったということであります。52年の12月の9日に佐原大谷の警察官舎を譲与されて、その管理もしてきたと、さらにその売却したお金で土地を購入しておる。これは佐原字東通り548番地ほか何筆もあるんですけども、し尿処理場用地として協議会が購入手続きをとっておる。こういうことをですね、ずっとやってきておるんですね。これはまさに違法な行為をですね、繰り返し繰り返ししてきたという流れなんです。そのことについて本来財産権を有する町としては、どのように考えておるんかですね、伺います。

それで、私はこの協議会の事務をですね、奥伊勢広域行政組合が担当するというのもこれおかしいと思うんですね。奥伊勢広域行政組合というのは、組合の区域内におけるし尿収集処理するための施設の設置、管理及び経営に関する事務を共同処理するということなんです。5ヶ町村の財産を処理するということなんで、この組合がなぜその協議会の事務を兼任というのですかね、兼務してきたんか、ここも非常に問題あると思うんですね。

それで、市町村圏協議会のこういう計画等の作成は企画があたっておるんですやろ。事務所はですねこの昔の大台町ほか4ヶ町村衛生施設組合、衛生施設利用組合ですか、置いて、新しい施設ができたんで奥伊勢広域行政組合になっておるけども、そういうことでずっと続いてきておるわけですね、事務所を。それ私おかしいと思うんです。その中でその財産の管理やら処分やらをね、この事務所はしてきたという流れも大変不明朗に思うんです。

それをずっと放置し続けてきた。トップばっかがですね、入っておる組織でこんなことが放置されてきたというのは、以ての外やと思うんです。それでこの市町村圏協議会規約につきましては、合併時の例規集の整理精査の中で、間違いの記述ということで協議会の事務所が度会郡大紀町滝原に置くということの記述誤りだということですけども、これ本当に一度も事務所はですね、大紀町で処理しておったということは絶対ないんですか。ずっと一応間違いがあっても、衛生施設利用組合内にある協議会ということで、事務処理は間違いなくしてきたんですか。その点も伺います。

それからですね、この佐原字東通り548番地、513番地の1、513番地の5、546番地の1以外と言いますか、まずし尿処理場の用地、今現在あるんですけども、その総面積はどんなだけになるんか、ここでは1,901協議会で購入しておるようになっておるんですけども、それ以外に543の2というのがあって、これは旧の宮川村でも330をですね、土地開発基金の土地ということで、ずっと管理し続けてきております。

ということで、私はその協議会が売却した日、その金でし尿処理場用地を購入した以外に、5ヶ町村がそれぞれ購入をですね、1つの敷地内ですけども部分は協議会が購入、ある部分は5ヶ町村が購入というような形にこうなっておるんかですね、そのことについても説明願いたいと思います。

この大台町佐原小林131の1は、もうすでに個人のものになっておるんです。これもおかしいんですけども、昭和59年の6月の6日に譲与を受けて、登記はさっき言うた5ヶ町村、それを合併したということで、平成18年9月21日に大台町5分の2、平成18年10月10日、大紀町5分の3というふうに分割登記して、これを同じ平成18年10月の10日、大紀町が大台町に寄附するという形で一本化されて、一月後ですね、18年11月の10日に、佐原130の4に住所を有する方に真正なる登記名義の回復ということで登記されておるんです。

これはそもそもこの方の土地であったのを、警察共済組合がここで言うとさきほどの話でありませんが、個人の土地を警察組合の土地と登記したということですね。それを引き継いだのが5ヶ町村ということで、それに対して5年ぐらい前にこの方がうちの土地ですよという申し出をされて、今言うたように18年11月10日に名義変更をしておるといことなんです。

ですから、私この所有者のずっとこの昭和2年の10月の14日から、所有名義はずっと変わってお

るんですけども、ここに今申しました方の名前は全然上がってきておらんのですね。なのにこの方の土地というふうに認められたんか、いわゆる証明するものがこの方から提示されたんかですね、そこはちゃんと確認されて変更手続きされたんか、誰がこれを決裁したんかですね、そういったところもちゃんと説明を願いたいと思います。

次に23ページ、農林業後継者育成基金繰入金で444万円を減額しております。これは出のほうの1つは、55ページの負補交の林業用機械購入補助金が、92万7,000円減額になったのと、56ページの町有林の施業実施委託料の359万1,000円が、減額になったことで、合わせた額を基金から取り崩す必要ないということで戻しておるんです。戻しております。

そこで、私はその町有林の施業実施委託料がですね、当初650万円であったのが290万円ぐらいで済んだということでありますので、この分を基金に戻すべきやと思うんですね。この基金を取り崩して町有林の施業にあててきたわけですから、そこで今言いましたように、施業委託料が減になったんですから、その減額分だけでもここに戻すべきだというふうに思いますので、その点につきまして説明を受けたいと思います。

次に、25ページにB & G指導員養成研修参加助成金の減額ということで、これ研修には参加したけれども、経費減で助成金を減額するということです。これは宮川スポーツクラブのマネージャーがですね、研修に参加しておったようで、研修を終えたあと退職するというような事態になったんですけども、改めてこの指導員の養成ということが、必要になるのかならないのか伺います。

それから、大杉谷登山センター負担金が80万円計上をされております。これは収入ということでありますので、町へ入るわけです。聞きますと、大杉登山センターの管理を町職員がしておるので、その部分について県からですね、交付みたいな形で受けるということなんですけども、大杉登山センターにつきましては登山道の災害復旧が終わっていない状況があるんですけども、この引き続きこのセンターの管理はこういう予算措置で進められていくんか、伺います。

47ページ、負補交で報徳病院職員退職手当特別負担金補助金が上がっております。お聞きしますと2名の看護師さんが退職をされるということなんです。以前にこの国の医療制度の改革で、患者さんに対する看護師の配置の基準の変更で、報徳病院の看護師さんでは補助金が削られるということで増員されたんですけども、今度退職されるというようなことで、それに対するさらなる対応が求められるかですね、その点伺いたいと思います。

それから54ページ、農地費の中で原材料費、40万8,000円の増でありまして、当初は239万円の計上でした。増額理由について伺います。

58ページ、負補交で宮川観光振興公社経営安定補助金が20万円の減額です。当初1,553万6,000

円でありました。安定補助ということでありますから、本来当初予算に計上された全額は補助されるものだと思うんですけども、ここで20万円減額している理由についてですね、伺いたいというふうに思います。

と申しますのは、安定補助金やけに、何か補助金を出して事業をしてもろて、事業の減で減額というようなことにはならんわけなんで、ちょっと理解しがたい減額でありますので伺います。

それから宮川山荘につきましては、19年の補正第2号で集客交流拡大事業ということで250万円計上され、これはもう支出されるというようなことで、補正今出ておりませんが、その効果はですね上がってきておるんかどうか、伺います。

64ページの土木費住宅費、負補交の中で木造住宅耐震補強事業補助金122万円の減額です。これは2号補正で計上された122万円が、全額減額となっておりますけれども、私この事業の補助申請をされた方に話を聞いたんですけども、初めて大台町で補助金の申請をして、耐震補強工事するんだと、その方は言ってみえましたが、結局、これ全額減額ですから、補強工事はなされなかったと思いますけれども、補強工事したいんだというふうに張り切ってみえたんですけども、どういうことであつたんですかね、そのことを伺いたいです。

それから、これも6月ですね2号補正と言いますと、補助金を予算化して耐震補強工事したい施主さんが助成申請をして、今、建築基準法の改正で大変確認申請が遅れておるといようなことが報道されておりましたが、そういうことも減額の要因になっておるんかどうか、伺いたいです。

70ページ、学校給食費ということで上がっておりますが、これは課長にも前もって聞いたんですけども、回答得ておりませんので、改めて伺うのんですけども、学校給食費の予算計上の要否ということで、学校長がこれを取り集め管理しても良いか。決定、地方公共団体が自らの事業として実施している場合、当然当該団体の歳入歳出予算に計上すべきであるということでありますので、これについての回答を得たいと思います。

それから当然、給食費を収受しておりますので、これ給食費を徴収する条例は今現在町にはありませんけれども、それは必要ないのかどうかについても伺います。

75ページ、公債費ですね、義務教育施設整備事業について償還するということであります。これは減債基金を取り崩しての償還という説明でございました。これにつきましては国のほうも公債費負担軽減対策ということで、07年度から09年度の3年間に限定して、年利5%以上の地方債の繰上償還を承認するという措置からのことだというふうに思うんですけども、町におきましては年利5%以上の地方債というのは、この義務教育施設整備事業にあてた起債以外にほかにもあるんですかね。それからその繰上償還について、20年度の当初予算には特にそういう措置はございませんでしたけども、

当初に上げるんじゃないしに、最終のこういう補正でですね、償還措置を講じていくということなのか、町として繰上償還をしようとしておる起債名称と額について伺います。

-----

議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（谷口 俊彦君）

それでは最初の質問にお答えさせていただきます。17ページのバスの市町村運行バスの維持補助金でございます。これにつきましては、補助金の関係で1年間のバスの実施走行距離がありまして、それに106円をかけて、それから19年度でいきますと、20分の8の係数というのですか、補助金の割合がございますので、掛けたもので約769万7,000円というふうな金額になっております。

これにつきましては、年々20分の1ずつ減額をされていくということはおかれておりますけれども、それで得た額の満額には補償はされんというようなことも聞いております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

19ページ、農林業補助金の減額の理由につきまして、総合的な話になると思いますが、山の仕事については直江議員ご指摘のように、4月、6月という時期にやっぱり実際作業するというのが本意でございますが、補助事業の関係上、そういうことが非常にやりにくかったという経緯がございましたが、さきほど直江議員ご指摘のように、環境創造事業で前年度で森林調査をさせていただきました。

この分につきましては4月から着工できるというふうな段取りをしておりますし、特にフォレストファイターズにつきましては、高性能機械等を使った利用間伐もこの時期に、間伐する時期がいいかどうかというご判断あるかもわかりませんが、この時期にさせていただいております。

そういうことで、かなりそこら辺は緩和されてきたと思っておりますので、そのようなことで事業体自身がですね、その部分に前年度で対応するという努力をすればですね、かなり改善されていくというご判断をさせていただいておりますということでございます。

それから、22ページの船の収入が33万円から15万6,000円に減額になったということでございますが、ご指摘のとおり平成16年災害以降、観光船につきましては定期的な運行をしておりません。あくまでも予約運行ということで、ほとんど収益はない。あとイベント等の収益でございます。特にホテルにおきまして春と秋にやっているイベント等の収益等しかございません。あとは濁度等で使っておる収入しかございませんので、そこら辺勘案させていただいて減少させていただいておりますというのが、実情でございます。

また、登山道につきましては今年度下流の部分につきまして、再開を予定しております。再開というか工事をする予定であります。これは県のほうの事業、直轄でやる予定をしております。それがどこまでいくかわかりませんが、希望的な予想ではきよら滝付近まで開通、今年度中に工事できれば観光船の利用もそれ以降増えてくると考えております。

続きまして22ページ、財産運用収入のほうの間伐材等の数値でございますが、これは旧宮川地内の園東又周辺の町有林を列状間伐させていただいております。樹齢につきましては51年から53年程度のスギ、ヒノキでございますが、どちらかというとヒノキ材が多かった産地で、町としてもかなり優良木のところでございます。面積にいたしまして4.17haで278・伐採させていただきました。大体平均単価でいきますと1万5,000円程度の販売額になっております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長（千原 貢君）

22 ページの不動産売払収入に関連をいたしまして、何点かの質問がございました。メモしたつもりなんですけども、即答できない質問もございましたので、内容によりまして時間をとっていただき、調べさせていただくというようなことにもなるかと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

まず、不動産売払収入の中で 131 の 1 番地の土地について、すでに個人の財産になっておる。なぜ個人の方に登記がついたのかというふうなご質問につきましては、今回処分をしました警察官舎跡地の土地と、それから 131 の 1 につきましては、一体した土地ではないというような現状になっております。

それで、その土地を自分とこのものやと思っている人から、ここは昔私が前所有者から買ったものやということで聞いておりましたので、ずっと昔からその土地を管理をしておりましたというようなことで、その土地は私のものであるので、所有権を移してほしいと、間違っておりますよというふうな申し出がありまして、当時そういうふうな所管をしておりました企画課のほうで現地を確認をいたしまして、それから本人さんからも細かく事情を申し立てをしていただきまして、それが史実かどうかを現地を見ながら、確認をさせていただいたということをしたところ、警察官舎の持ち主の、警察官舎になる前の警察官舎に登記がつく前の持ち主の方が、ある人に所有権を移転したところ、その所有権移転の登記がされなかったと、なかったにもかかわらずその登記をしないまま現在の持ち主である人に売ってしまったというふうなことです。前の持ち主が警察官舎の土地を含めて、その土地も持っておりましたもので、あわせて農業共同組合、屠殺場を管理しておった組合なんですけども、そこへ登記を移してしまったというふうなことが誤りでございまして、現状を見ますと、その 131 の 1 というのは、その自宅への上り口付近と自宅と一体となった土地で、ここだと言われるところは全くその警察官舎の土地とは一体化されておらない県道相鹿瀬大台線を挟んで、両方とに分かれておる土地ということがわかりまして、申し立てが正しいのではないかというふうなことを判断をしたうえで錯誤と、いわゆる登記名義人が誤っておったという錯誤という理由で、登記を大台町はしたというのが 18 年合併後の作業になっております。

その大台町と大紀町に 5 ヶ町村の名義から登記を変えたときに、財産台帳に載せるべきだったという指摘は載せるべきだったと思いますし、その前の 5 分の 1 登記のときも当然それは 5 分の 1 としての財産台帳に載せてあるべきだったと思います。

ただ、そういう認識が当時全くなく、管理はすべてその広域市町村圏協議会のほうでやっておったというようなこともあって、確認をしましたところ、旧大台町の財産台帳にもそういうふうな名義がなく、不適切な処理がされておったということが事実になっております。

その管理が、そういうふうな土地が協議会でできるのかと、これは全くできません。計画をつくる

だけというご指摘をいただきましたとおりのことですので、これは我々もそういうふうなことができない。もっと前は協議会のほうでいろんな事業をしてました。ミルキーウェイフェスティバルもそうです。いろんなところへ物産販売にも行きました。それはそやで誤った理解のうえで、そういう作業をあそこの協議会の職員にさせておった。それでたまたまあそこに事務所が移ったところから指導がきて、これはできやんやねえかというふうな話があったというふうなことで、調べてみましたらそれはできないというふうなことになったので、活動は現在、計画策定をするというのみに終わっておりますので、その活動するための経費も要らなくて、今回は予算計上しなかったというような経過になっておりまして、大台町の台帳も確認をしましたところ載ってないというのが実情でございますので、それは不適切な処理だったというふうに反省をしております。

それから広域行政組合が協議会の事務をその奥伊勢広域行政組合と一緒にやる。これももちろんもう不適切だったと思います。たまたま大台町の旧の役場の中に事務所がもう何10年、昭和42年ごろからありまして、そこでやっておった。そしたらそこでやったらええやねえかというふうなことで進んでいったんで、誰もそういうふうなことが不適切やということは気づかなかったというのが現状だと思いますし、県と一緒にそのミルキーウェイフェスティバルという大きな事業をやったときも、県のほうからも全くそういうふうなことについての指摘もなかったし、逆にそこでやったらええやねえかというような、形でそれをイベントをやったというのが、実情現実になっております。

それから、5ヶ町村のほうでその財産を管理するのは不適切で、不明瞭やというのは全くそのとおりで、持てないところが持っておって、管理をするということもそもそもそのところの間違いがありますもんで、それはそれぞれの持ち分によって、それぞれの町が管理をしていくというのが、正しいというより、そうしていかなあかんというふうに思いますので、それは全く事務的な解釈、解釈ではなしに、知識がなかったというふうなことになるのであると思います。

大紀町の事務所でやっておったという事実はございません。ここからあそこができたということになって、一時その新庁舎の中に、今の総務課の奥のところにおりましたですけども、あそこの事務所ができたということで、あそこに移りましたんですけども、大紀町の役場で事務処理をしていたということはございません。

それから、佐原のその処理場の用地の面積につきまして、今いかほど面積があるのか、その敷地の中で別に購入どうのこうのという質問がありましたんですけど、これはちょっと記憶にもないし、資料を見ましてもございませんで、ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思いますので調べた後、報告を私か企画のほうからさせていただくことになろうかと思えます。

以上でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

23 ページの農林業後継者育成基金繰入金、444 万円の減額でございますけども、作業委託料と機械の購入の差を基金を取り崩すのを止めまして、基金に戻っていくという方法をとりました。

基金繰入金で当初 1,092 万円を取り崩す予定をしておりましたが、その差額がありましたので 444 万円の取り崩しを止めて、今回そういう計上をさせていただいております。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

25 ページの B & G の指導研修、研修を受けてその後に退職ということなんで、改めて養成は必要なのかというご質問でございますけども、現在の大台町海洋センターは B & G と無償譲渡ということで、管理運営しておるわけなんですけども、B & G のほうからですね、必ず 1 名以上の育成士を配置させなさいという通達もございます。

現在、1 名育成士の資格を持っている方が町にみえます。ほかの課に属しておるんですけども、今後ともやっぱり B & G のほうからそういう育成士の資格をとれというような指導もあるかと思えます。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（寺添 幸男君）

同じく雑入の大杉谷登山センターの負担金の80万円の件でございますが、私、19年度当初、まずは当初にいわゆる計上漏れしていたことをまずお詫び申し上げます。今回80万円の補正をさせていただいております。

それで、この役割でございますが、もともと知事さんが会長をされて、社団法人としてやってきておりますが、今現在、森林環境部長が会長ということで、県の指導的な形でやらさせていただいておりますが、ご存じのように大杉谷地区に事務所がございます、そこで登山センターが運営してあるという形でございますので、私どもが当然運営させていただいておる、その一部をこういう形でいただいておりますということでございます。

今後、大杉谷登山センターにつきましては、今閉山中ということでございますが、頂上部分、大台町地内でございますが、青谷までは管理する必要がございますし、それなりの事業をしております。さきほど申し上げたように、20年度で県のほうも下流部から工事に入るということで、その調査も同行したり、いろんな業務をさせていただいておりますので、当然役目もございますし、今後オープンに向けることによる、いろいろな活動をここが中心にやらさせていただくということで、環境省のほうにもこのあり方をしっかり明記させていただいておりますので、そのような活動を今後させていただきたいと思っております。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

事務長。

---

報徳病院事務長（東 久生君）

47 ページの 19 頁補交の報徳病院職員退職手当特別負担金補助に関しまして、2 名の看護師が辞めるんでということで、病院の中でその分職員がいるのかどうか、というご質問であったかというふうに思います。

現在の報徳病院の看護師につきましては 18 名在職をしております、そのうち 15 名が入院病棟の配置についております。看護師の配置基準と申しますのは、病院の病床数に対する看護師の数でございます。その配置基準からいきますと、報徳病院現在 15 対 1 ということで、15 人の患者さんに対して 1 名の看護師が最低おるということございまして、夜勤等につきましても 30 床でございますので、必ず 2 人以上が勤務に就いていなければならないというような配置基準を採用しております、この基準につきましては病院の条件としては、最低のラインの配置基準ということでございます。その上は 10 対 1 とか、7 対 1 とかいうふうなことで、配置基準が高ければ高くなるほど診療報酬が高くなるというシステムになっております。

ただ、15 名の入院病棟の看護師につきましては、国の基準からいきますと、約 135% ぐらいの配置基準ということで、基準より多いわけでございますが、夜勤の 2 人体制をローテーションで配置基準を組んでまいりますと、最低 15 名程度の看護師がいないと、夜勤の配置ができないということでございます。違った見方をすれば、30 床の病床に対して 15 人は多いんですけども、逆に 15 人おったら 45 人ないしは 50 人の入院患者さんをできるんですけども、そこら辺はそんだけの患者さんがいるのかどうかという問題もございまして、現在、そういった形でしておりますので、2 名を採用しなければ明日からのその病院の勤務が組めないというような状況でございます。

前にも申し上げましたように、2 名辞めまして 4 月から募集をかけて、探して探して探してようよう 1 月の末に 2 名ないし 3 名の看護師を採用したというような状況ございまして、必ずや欠員分は現在のところ補充しなければ、明日の医療ができないというような状況でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

54 ページ、農地費の原材料費の 40 万 8,000 円の増額でございますが、南の区長様より南の水路につきまして、ゲートを設置したいという要望がございました。年度末でありまして、かなり考えましたが、この場所につきましては今、県のほうで砂防工事をしている一番下部のところでございます、同時工事したほうが当然安価だという判断で、これがなくなれば人力で運ぶということになると 3 倍以上かかるだろうというふうな判断で、今回 40 万 8,000 円増額させていただきました。以上です。

58 ページの山村振興事業のほうの安定補助金、宮川観光振興公社の経営安定補助金でございます。誠に申し訳ございません。これも当初積算のもとのところのミスがございまして、それを最終補正で調整させていただいております。申し訳ございません。

それと集客交流事業、19 年させていただいております。その効果はということでございますが、急に効果は上がりません。何回にもわたる会議をさせていただいて、まず大きな問題というのは風通しのいい職場をつくらないかんといい結論になっております。非常にそこら辺でコミュニケーションがとれてなかったという原因がございまして、そのためにリーダー会議、並びにその下部の団体をつくって今意見を集約できる形をとっております。

それとホテルといたしまして 10 年経ちましたが、次なる目標はないということ指摘されました。そのためにレストランメニューを中心に、地産地消というものを目指して新たな展開をする。そのことによって顧客の考え方も変わるだろうということで、こういうふうな指摘を受けまして、今後これに対して取り組んでいきますし、実は今週末、3 月末、もうすぐでございますが、和歌山県のほうにもそのようなレストランございまして、地産地消のレストランがございまして、そういうところも職員を見させていきまして、実際どのぐらいの差があるんかというところを見させて納得してもらって、対応していくということでございます。19 年度に行いましたこの基礎づくりを今後有効に活用させていただきたいと思っております。以上です。

-----  
議長（中西 康雄君）

建設課長。  
-----

建設課長（磯田 諄二君）

64 ページの木造住宅耐震補強事業補助金の 122 万円の減額でございます。これにつきましては当初 2 件の計画をしておりました。そのうちある 1 人の方から、これは補強計画、建築基準法に基づく補強計画を行いました。やりたいということで申請がありましたので、建築基準法に基づく補強計画を行いました。その結果、その方が自分の知り合いの多分大工さんだと思うんですけども、その人に見積もってもらった結果と、これは建築基準法に基づく補強計画とにかなりの差があったということで、大工さんに見積もってもらったら安くできるということになりましたので、大分迷っておられまして、結局はもう昨年末ぐらいに取り下げ申請をしたい、取り下げをしたいということでなりましたので、結局、2 件とも減額補正とさせていただきます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

69 ページの学校給食費の管理運営、また給食費の徴収条例は必要かということでのご質問ですけども、地方財務事務提要から学校給食費の予算計上の要否の件ということで、小中学校において学校給食の給食費について、普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上すべきである説と、歳入歳出に計上せず、学校長がこれを取りまとめて管理してもよいという説があるが、どちらが妥当かということなんですけども、地方自治法第 210 条の総計予算主義の原則から一般会計における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとあります。

しかし、この事務提要の給食費の考え方として、食物の原材料費、光熱水費、調理員の人件費、学校施設の実施運営のために要する費用について、徴収されてるものと考えられるということから、現在実施している学校給食は食物の原材料費のみの徴収していくことから、学校管理でよいと考えます。

そこで、学校給食ハンドブック事務提要を見ますと、まず学校給食費の性格でございますけども、学校給食費は学校給食法第 6 条 2 項に、学校給食の実施に必要な施設設備の整備費、施設設備の修繕、人件費に要する経費は学校の設置者負担とし、それ以外の経費を学校給食費として規定して、保護者

の負担となっております。

したがいまして、保護者の負担とするのは食料材料費でございます。大台町の給食調理方法は、すべて自校方式で行っておりまして、保護者負担の給食費については各学校が保護者から徴収し、必要に応じて業者に支払いを行っております。よって給食費は私費として取り扱っております。

学校給食費の性格は学習指導要領によりますと、学校の教育課程の一分野であり、特別活動のうち学級指導にあたる給食栄養指導が含まれております。学校教育に必要な教材費と同様なものであることから、私費として取り扱いをしておりまして、徴収条例は要らないというように考えております。この取り扱いにつきましては、過去の行政実例を見ますと、校長が給食費を取り集め、これを管理することは差し支えないと、一応 32 年に出ております。

また一方、ご質問の学校給食費を市町村予算に計上し、処理されることは差し支えないと、これは 39 年に出ております。極めて弾力的な考え方が示されております。このような行政事例から判断しますと、学校給食費を市町村の歳入歳出に組み入れるか否かは、実施者の選択に任されていると考えております。

したがいまして、大台町は各校とも自校方式で食材料等は各地元で購入している関係から、事務の複雑化を避けるため、給食費は学校で管理している状況でございます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

75 ページの減債基金に関連いたしまして、財政融資資金、かんぼ資金の償還金、保証金のない繰上償還についてでございます。5%以上でこの計画はどうかということでございますけども、21 年度につきましては病院事業債で今のところ 1,030 万 1,000 円の予定をしております。

また、22 年度ですか、22 年度につきましては学校教育施設事業整備費で 637 万円ほど予定をしております。申請する予定でございます。

予算の計上時期でございますけども、今年度につきましては、この承認が 2 月の 28 日でございます

た。これにつきましては初年度ということもあったかも知れませんが、ある程度見通しがついた時期に計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、ほかに5%以上のあるのかどうかというご質問でございますけども、簡水事業債がございます。ただこれを繰上償還をいたしますと、同じ事業ができないということになっておりますので、この簡水事業債については今のところ検討中というのですか、これを返しますと当分の間、そのお金は借りれないという仕組みになってございますので、今、検討中でございます。

それとさきほど私23ページの農林業後継者の繰入金金の件で、機械の差と事業委託料の差と申し上げましたけども、あとこれに県からいただいております造林補助金8万円が入ってきておりますので、それも入れた計算で444万円の減額をさせていただいております。以上でございます。

-----  
議長（中西 康雄君）

ここでしばらく休憩します。

再開は11時25分といたします。

（午前 11時 16分）

-----  
議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11時 25分）

-----  
議長（中西 康雄君）

まず、直江議員の質疑に対する答弁漏れについて、企画課長より答弁をいたします。

企画課長。

-----

企画課長（谷口 俊彦君）

失礼します。

し尿処理場の用地の関係でございます。この用地につきましては佐原字東通り 548 番地、それから 513 番地 1、513 番地の 5、546 番地の 1 を合計でございますけども 1,901 購入いたしております。以上でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

もう 1 件直江議員に対しての答弁に対して誤りがございましたので、訂正を。

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。

さきほど繰上償還の件で、21 年と 22 年と申し上げましたけども、20 年度と 21 年度の誤りでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

直江君。

-----

6 番（直江 修市君）

22 ページ、間伐収入ですけども、22 ページの間伐売払収入ですけども、説明のように列状間伐とい

う手法で施業されたというんですけども、その列状の幅ですね、これどれだけの幅で列状に伐られたんか、私、間伐というのは山林において下木であったりとか、生長が止まっておるとか、いわゆる育てていくのに間伐の時点で、もう伐ってしまうという施業なんですね。大体同じような大きさの木をある程度の間隔です、平均的にこう置いていって育てていこうというやり方なんで、列状になってくると1つの山をズボッと開伐になるわけですね。僕はだから列状間伐じゃなしに、列状開伐だと思っんです。

そういう形でしか、高性能機械をつかったの出材等々はできんということになるかと思っんですけども、それは個人が私はそういう施業をして、売上を上げるということは構いませんけども、町民の財産である山に対してそういう施業はちょっといかがなものかと思っんです。

20年もそういう施業の方法やろうということなんですけども、本当に基本に戻ってきちっとしたやっぱり間伐ですね。悪い木は伐り捨てて、良い木だけを残していくと、生長促進のために木と木の間、上見回すと枝と枝とが触れ合っていれば、これはゆくゆく生長とまるわけですから、その枝と枝が触れ合わんような間隔で間引いていくというような形のほうが財産形成としては望ましいと思っんです。

ですから、その売上を上げたいがために、そういう施業というのは私はちょっと邪道に思っんです。その点をひとつ聞きたいと思っんです。その施業の方法。あんまり好ましくないように私は思っんですので、見解を伺いたいというふうに思っんです。

それから、不動産売払収入でさきほどいろいろ聞かせてもらいました。総務課長の説明は理解できた説明でありますけれども、結局協議会で土地を管理したり、処分したりできないことをしてきたことに対して、誰が一体その責任をとるんですか、負うんですか。違法に違法を重ねてきたことに対して、どなたが、どういう責任をとられるのですか。

その協議会で奥伊勢の組合の職員が陳謝されたというけども、その人は赴任してそういう通帳があったということで報告をされたわけで、その人には事務処理の責任は全くないわけですね。それまでの間に適正でない処理をしておったということなんです、当然、その上司、その協議会ですね、やっぱり歴代の会長になるんですか、は陳謝されたんですか。5ヶ町村の全町民にやはり私は非を認めてしかるべき謝罪が必要と思っんですけども、そういうことはもう済まされたんですか、ひとつその点伺いたいと思っんです。

それと、基金のことでちょっと私聞いたんですけども、私の言いたいのは農林業後継者23ページです。農林業後継者育成基金を取り崩して町有林の施業を行ったと、町有林の施業の委託料は減になったんです、その減額分もここへ戻すべきやないかと基金へ、ということをお訊なす。

そのことを聞きます。

---

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問の間伐処理に伴う、間伐の方法論の話でございますが、高性能機械を導入したという経緯、今年度2 tダンプも購入させていただいたというふうなやり方というのは、やっぱり列状間伐で生産性を上げたいというふうな方向性を持ちながら、やらさせていただいておるのは確かでございます。

それが直江議員ご指摘の財産形成という部分で、あまりよろしくないのではないかというご質問でございますが、確かに通常の間伐をしてですね、やっていくほうが財産形成という面においては、それはかなり優れていると思います。私も列状間伐の場所を見させていただいて、高性能機械を使うということで、通常より1.5倍ぐらい余分と言いますか、それをしないと高性能機械が動かないというふうな現実がございますので、かなり伐採されてますし、その横の木は全く間伐、間伐はしてりましたが、混み合っておりますので、マイナス面があるかと思えます。

今のところこの選択肢で私どもも何とか多少は利益を上げたいというふうな考え方の中でいさせていただいておりますが、ご指摘いただきましたことも十分考慮に入れながら、今後の間伐施業をもう一度検討させていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思います。

---

議長（中西 康雄君）

町長。

---

町長（尾上 武義君）

その広域圏市町村協議会、そしてまた現在の奥伊勢広域行政組合、並列しながら事務をとっておりました。さきほど総務課長申し上げましたように、旧大台町の役場の中ですね、広域5ヶ町村のし尿処理、あるいはごみ処理、そういったようなことを行ってくる中で、この広域市町村圏協議会についても5ヶ町村包含しながらですね、同じ圏域を処理すると、こういうふうなことで、便宜上広域市町村圏協議会というふうな形で、大台町のほうで事務はとられてきたと。

したがって、長くですね、旧大台町の職員がその局長等も兼ねてやってきたと、そういう経緯もございませう。ただ、その財産の管理というふうなことにつきましては、申し上げましたように協議会で管理をして、どうのこうの管理をしていくと、これはまさしく不当なこととございませう。その点は私からも陳謝しなければならないことだと思っておるところでもございませう。

この財産等はですね、調整しながら各町村で、例えば5分の1で購入するとか、あるいは戻ってきたのは5分の1ずつ戻すというふうな形の財産の処分、管理というのをきちんとやっていかなければならない。したがって、各町村にすべて帰属をしていく、これが基本でもあり、当然のですね処理の形態であろうということは、当然私も認識をしているところでもございませう。

私もですね、この厳粛にさせていただく中でですね、このような資金があるということは聞いたわけではありますが、昨年でございませうが、それを聞いたわけなんです、これを何とかですね早く戻さないかと、そんな全然帳簿に上がってきていない、どこの決算にも出てない、そういった不明なですね金額が存在しているということ自体がですね、とんでもないことやないかというようなことで、今回、このように処理をさせていただいて、出させていただいたようなことでもございませうが、これまでのですね、現在の奥伊勢広域行政組合なり、市町村圏協議会というようなことで並列した中で処理をされてきた。そこでやったらええやねえかというような便宜上ですね、当時そういうふうな形で取り扱いもされてきたんではないかと、しかもご指摘いただきましたように、その警察官舎、あるいは土地、そういったようなものを払い下げも受け、販売もし、売り払いもしですね、その資金で今の以前のし尿処理施設の用地も購入していたと、これもですねまさしく不当な取り扱いでもございませう。もうその時点ですね、官舎も土地も払い下げいただいたら、その部分の資金はですね、売買してその資金はやっぱりきちんと5分の1ずつお戻しをさせていただいて、それぞれの町にお戻しする。

そして購入するときは、購入するときで、それも割合に応じてですね、予算を立てて、そして購入すると、組合なら組合が購入すると、こういうふうな形でですね、やはり処理をしていくべきであったということで、そこら辺がですね、全然表に出てこずに、今日に至ってきたということにつきまし

では、私もですね、その一員として深く陳謝しなければならんなど、こう思っているところでございます。

今後ですね、こういったようなことについては、やはり透明性のあるような形で、適正な処理をこれやっていかなあかんというようなことございまして、私のほうももっと早くですね、このしたかったんですが、いろんなこれまでのどういうふうなことやったんかとか、いろんなことで経緯等々も調べながらですね、今回に及んでいったと、こういうふうなことございまして、陳謝申し上げる次第であります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

農林業後継者育成基金繰入金でございますけども、ちょっと私、今ちょっと頭のほうちょっと混乱してございましてちょっと、この444万円というのは機械の林業用機械購入費の余った分、92万7,000円と、町有林施業実施委託料の余ったもの359万1,000円で、その合計が、451万8,000円になるかと思ひます。そこから県の造林補助を8万円いただいておりますので、その結果444万円を減額させていただきます、そういう計上しておりますので、それが基金を繰り出さないということになるんで、基金へ戻っているというふうにも思ひますんやけども、ちょっと何か勘違いしておるんかなというふうにも思ひますんやけども。

-----

議長（中西 康雄君）

直江君。

-----

6番（直江 修市君）

基金の問題です。今説明されたように不用の額については、さっきの県の造林の関係とプラスして、1,100万円からの取り崩しを予定しておったけども、戻すという措置を講じられた。それに加えて私はこの町有林のその施業において400万円の売上があったわけですから、その委託料の分は売上から引いて、戻すべきやないかというふうなことなんです。はい。

-----

議長（中西 康雄君）

財政調整課長。

-----

財政調整課長（高西 立八君）

大変失礼いたしました。間伐材の売り払いの件の400万円ですけども、これにつきましては一般質問でしたかと思っておりますけども、産業課長のほうが、今後ですね、こういう売上があったらこれも基金へ戻して、そのように今後考えていきたいという答弁があったと思います。

査定のときもそういう話も一応させていって、一応今後考えるということで、今回についてはそれは基金へ戻すということではなく、今後考えるということで、一応そのときは終わりました。

今後についてその間伐材売上がもしあればですね、基金のほうへ戻してそれも積んでいきたいというふうに、また一度検討しながら考えていきたい思いますので、よろしくお願いします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

町長。

-----

町長（尾上 武義君）

この間伐材の販売なんですけど、これは町有林というようなことですね、すべて皆さんの財産と、こういうようなことにもなりますし、それは広く一般財源化、それこそ道路特定財源じゃありませんけども、一般財源化しながらですね、使っていくべきものだと。

ただ、ファイターズということで町有林の管理を主にやっておりますけども、それはそれとして対応していくというようなことになるのかなと思いますが、どちらが良いのか、今後検討もしっかりやっていきたいなと、こう思っています。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----  
議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

廣田君。

-----  
14番（廣田 幸照君）

不動産売払収入 406 万 1,000 円の中に、法定外公共物を普通財産に戻した上でのものが入っていると、23 万 9,075 円というものが入っていると、この売り払いにつきましてはですね、この施行規則、法定外公共物管理条例施行規則の中にですね、申請書の要件がございます。1 から 7 までございまし

て、その中の5番目に利害関係人の同意書というのがございます。少なくとも私の認識ではここに3人の利害関係者があると、今さきほど企画課に確認いたしました、同意書は出ておらないということです。一般質問のときの町長の答弁では、それはもうそれで要らんやないかという判断をしたんやということでございますが、この施行規則の8番目に、その他町長が必要と認める書類を出すということで、7番まではやはり書類というのはきちっとしておいたうえで、事務処理をしていくのが当然だと思います。

ましてやですね、聞くところによると隣地の所有土地までですね、この建物は食い込んでおるといふことで、これを認めていきますと、町としてもそういうふうなお互いの所有権の侵害まで認めていくようなことになり、法令の遵守には少し遠いような感じがいたします。

したがって、この部分につきましては同意しかねるわけで、補正予算案にも反対をいたしたいと思っています。

-----

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

次に、原案に反対の発言を許します。

直江君。

-----

6番（直江修市君）

補正予算に反対の立場で理由を述べます。

歳出の42ページに三重県後期高齢者医療広域連合分担金、減額でありますけれども、既決予算はで

すね執行されて、75 歳以上のお年寄りの方に負担と医療の抑制をするというような内容でありますので、反対といたします。

それと、さきほどから聞いておりましたけども、諸収入の 25 ページ、過年でですね旧 5 ヶ町村有及び広域市町村圏協議会土地売却、ここでもですね、まだ広域市町村圏協議会の土地というですね位置づけしておるんですね。本来、この協議会はですね、こういう土地保有できんわけです。予算でもまだこんな形でね上がってきておると、これおかしいですよ。これ 5 ヶ町村のものにしておいてから、処分というのが予算の計上の仕方ですわね。三瀬木のからでも 5 ヶ町村に払わなあきませんやないか。協議会が処理するというのはおかしいですよ。というようなことで、反対といたします。

-----

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

-----  
議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 29 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 9 議案第 29 号「平成 19 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江君。

-----

6 番（直江 修市君）

7 ページ、一般被保険者国民健康保険税が 1,238 万円の減で、退職被保険者等国民健康保険税が 590 万円の増ということです。予算説明におきまして課長のほうから国保の被保険者が退職被保険者のほうへ移行したことによる増減ということであります。そのことにつきまして、この後期高齢者医療制度の創設で、そういう動きも説明されておりましたけれども、これは従前からこういう移行というのはされておったかですね、その点伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

住民課長。

---

住民課長（尾上 薫君）

一般被保険者から退職被保険者への移行のことです。これは退職者医療制度創設当時からこういう移行という制度はございまして、年度途中で退職者医療、年金の受給権が発生した方については、一般から退職へ移行するという手続きを従来からとっております。その結果、今回におきましてもこういうような結果が出たということでございます。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 29 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 多数挙手 )

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手多数です。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 30 号の質疑～採決

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

日程第 10 議案第 30 号「平成 19 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) 」を議題と  
します。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江君。

-----

6 番 ( 直江 修市君 )

7 ページ、諸収入で納付金ということで、新規加入納付金の追加補正でありまして、これは当初 20  
件、途中で 18 件で補正で 5 件というようなことで 43 件の新規加入があったということでありまして、  
水道会計におきましては、増収になるわけで結構でありますけれども、大台地域におけます新規加入

の増ということで、これは説明を受けますとアパート等が大変造成されてきたということでのようでありませう。

ただ、大台地域におきましては水道水の給水において、水不足というような事態もですね言われておる中で、この補正だけではなく、今までもかなりですねアパート等が建てられてですね、人口が増加してきておるといふ状況をですね、かなりここ数年際立ってきておるのやないかと思ふんですけども、当然、加入されたら町としては水道事業の精神に則って、これはもう良質・安全な水をですね、供給していかならんわけですね。断水というようなことは本来おかしなわけですね、水道事業からいけば。

ということからも、現状から考えますとこれどんどんどんどん加入を認めていくということはですね、私は整理のされない中で町としては大丈夫かなと、その責任を果たせていけるのかなという感じするんですけども、その点の見解伺いたいと思ひます。

それから、次に8ページに、その社団法人三重県水道協会解散に伴う精算金が上がっております。水道事業をしていくうえにおいて、こういう協会を通していかならんといふような流れになってきておったようなんですけども、この協会が解散するといふことのようにありまして、今後の水道事業の展開において支障が出てこないのかですね、その点について説明を求めます。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（野呂 泰道君）

7ページの納付金につきまして、今後の水道利用につきまして支障は出てこないのかといふことのご質問に、お答えをさせていただきます。

直江議員ご指摘のとおり、国道沿いには多くアパートが建てられております。水道への加入につきましては、町自体が当然その水道供給するといふ義務がございますので、今現在の大台町の水道状況から言いますと、かなりの施設が超過におきます運営を行っております。現在のところはかろうじて水源に水量を確保しながら運営をしておりますが、今後水源においての厳しい状況、環境状況によつ

では断水というわけにはいきませんが、節水をお願いしながら対応せざるを得やん場合もあるかと思  
いますが、できるだけ利用の皆様にご供給をさせていただきたいというような努力をしてまいりたいと  
考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また 8 ページでございます。社団法人三重県水道協会解散に伴って支障は発生しないのかというこ  
とでございます。この協会につきましては 33 年につくられ、また 63 年には社団法人として三重県の  
知事認可を受けて活動してまいりました。この協会の運営内容につきましては、水道普及率が現在県  
下でも 99% とほとんど整備が済んだことと、町村合併により水道事業が 29 市町になったということ  
など、運営については困難であるということで解散をするわけでございますが、町との関係で事業を  
進めていくことについては、特に支障はないという、今の現在県の指導と、また電算の関係での情報  
収集といったことでございますので、協会がこれまで行っていたような協会の役割は必要ないという  
ことで、特に支障はございません。以上でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 30 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 全員挙手 )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手全員です。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 31 号の質疑～採決

---

議長 ( 中西 康雄君 )

日程第 11 議案第 31 号「平成 19 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) 」  
を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 「 な し 」 と呼ぶ声あり )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

---

6 番（直江 修市君）

5 ページ見ますと、この貸付金収入で現年度も過年度もそれぞれ減額でございます。この会計はですね、貸し付けたお金を返してもらうという会計で、予算どおりですね返してもらえなかったという内容でありますので、これは賛成するわけにはいきませんので、反対といたします。

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 31 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 多数挙手 )

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手多数です。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 32 号の質疑～採決

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

日程第 12 議案第 32 号「平成 19 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) 」を議題と  
します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江君。

-----

6 番 ( 直江 修市君 )

医療諸費、医療給付費 8,100 万円の増であります。当然給付費が増えたということでの増額補正な  
んですけれども、多額な補正額でありますので、差し障りのない範囲で説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

---

住民課長（尾上 薫君）

医療費が増えたということで、それにつきますのでございますけども、最近入院とかされますと、1件、今回もこれ700万円というのがございます。一月に1件700万円と、そういうのが複数出てきますと8,000万円ぐらいはすぐに飛んでしまうというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 32 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 多数挙手 )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手多数です。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 33 号の質疑～採決

---

議長 ( 中西 康雄君 )

日程第 13 議案第 33 号「平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) 」を議題と  
します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 「な し」と呼ぶ声あり )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 33 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

---

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 34 号の質疑～採決

---

議長(中西 康雄君)

日程第 14 議案第 34 号「平成 19 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 34 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 35 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 15 議案第 35 号「平成 19 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 35 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（中西 康雄君）

休憩をいたします。

再開は午後 1 時といたします。

（午前 12 時 00 分）

---

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

---

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（追加議案書等配布する）

---

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程の追加について

---

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいま、お手元に配布しました議案書のとおり、町長から同意第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## 同意第2号の上程～採決

---

議長（中西 康雄君）

追加日程第1 同意第2号「大台町副町長の選任について」を議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田久壽陽君）朗読

-----

議長（中西 康雄君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは同意第2号の大台町副町長の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、副町長を務められております瀬古氏が、3月31日をもって辞職し、県へ戻られることになりました。瀬古氏に改めて御礼も申し上げる次第でございます。

その後任といたしまして、現在県の松阪農林商工環境事務所長の余谷道義氏を選任いたしたいと存じます。

氏は、昭和23年4月の17日生れの現在59歳でございます。昭和46年に大阪薬科大学を卒業後、昭和49年6月に三重県へ入庁されまして、生活環境部などを主体に歴任をされまして、行政実務を経験されております。

平成19年4月から現職となっておりまして、地方行政に精通された有能な方でございます。本年3月30日付で三重県を退職しまして、当町に住所を移される予定でございますが、合併後の当町において総合計画の実行、あるいは集中改革プランの推進等、課題は山積をしているわけでございますが、積極的に進めていかねばならない時期でもございますし、大変有能な方ございまして、これまでの行政経験が十分生かされるものと確信をいたしております。

議員各位のご理解を賜りまして、ご選任に同意されますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

直江君。

6番（直江 修市君）

私、最近浅見光彦シリーズでおなじみの内田康雄氏が、『靖国への帰還』という本を出されまして、それを読み終えたんです。その中に、現在の日本と日本人に欠けているものは覚悟と責任感、このように書かれております。何か行うにあたっては、あるいは何もしないでいれば、そのいずれに対しても何らかの事態が発生することをあらかじめ承知しておくべきだ。それを覚悟と呼ぶ。また、その結果に対しても身の処し方をきちっとすることが責任感ある態度だとかこういうふうな文章で、私自身、大変耳の痛い言葉ではありますが、余谷道義氏におきましては、これは全国どこの自治体でもそうですけれども、財政の問題とか、町政の重要な課題と山積しておる中で、この今申しました覚悟と責任感を持って、この職に就かれるという決意をされておるんか、その点伺いたい。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

はい、そこら辺もですね、いろいろと話をさせていただきました。十分こちらのですね、出身でもございまして、非常に愛着心と言いますが、そういったことも強い方でもあります。

ということで、そこら辺に対してこの町の行き先、行方、そういったようなものについてもですね、断じるところがあるというふうなことでございまして、誠心誠意すぐに行かなあかんなど、こういうような考え方を持たれているところでございます。当然責任と、そしてまた覚悟というものは持たれておるということで確信をいたしておるところでございます。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第 2 号を採決します。

この採決は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

---

議長（中西 康雄君）

ただいまの出席議員は、16 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に

7番 前川 怜 議員

9番 山本 勝征 議員

を指名します。

投票用紙を配ります。

(事務局長が投票用紙を配る)

---

議長(中西 康雄君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長(中西 康雄君)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

---

議長(中西 康雄君)

異状はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長（中西 康雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

（投票、議長は議長席で投票）

---

議長（中西 康雄君）

投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

前川怜議員、山本勝征議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立ち会いのもと開票）

---

議長（中西 康雄君）

投票の結果を報告します。

投票総数 16 票

有効投票 15 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

賛成 15 票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数です。

-----  
議長（中西 康雄君）

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場を開く）

-----  
議長（中西 康雄君）

ただいま、大台町副町長に選任されました余谷道義氏が、来庁されておりますので、就任承諾の挨拶を受けたいと思います。

余谷道義氏の入場をお願いします。

-----  
新副町長（余谷 道義君）

ただいまご承認いただきました余谷でございます。私、宮川村の栗谷というところで生まれまして、学校は三瀬谷小学校、三瀬谷中学校を卒業させていただきました。さきほどちょっと町長のほうからも話がありましたけど、大阪のほうの学校を卒業いたしまして、民間のほうで3年ほど勤務させていただきました後、三重県庁に入庁させていただきました、現在に至っております。

大台町に対するですね、思いというのは熱いものがございます。責任を持って行政を進めていきたいというふうに考えております。就任後はですね、尾上町長のアシスタントとして、県政のですね行政経験を生かしながら、大台町民のために、大台町のために、議員の皆様方ともですね、いろいろご指導、ご鞭撻をいただきながら、いろんな議論もあらゆる角度からさせていただいて、大台町を活性化させるために微力ではございますが、頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ありがとうございました。今度ともどうか大台町の発展のためにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

-----

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----

閉会の宣言

-----

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 1 回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

（午後 1 時 20 分）